

議案第 83 号

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山中部幼稚園を廃止したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年勝山市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後										
<p>(設置) 第 2 条 幼稚園を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="284 703 510 746">名称</th><th data-bbox="510 703 880 746">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="284 746 510 790">成器南幼稚園</td><td data-bbox="510 746 880 790">〃 元町 2 丁目 18 番 38 号</td></tr><tr><td data-bbox="284 790 510 833">勝山中部幼稚園</td><td data-bbox="510 790 880 833">〃 郡町 2 丁目 2 番 27 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	成器南幼稚園	〃 元町 2 丁目 18 番 38 号	勝山中部幼稚園	〃 郡町 2 丁目 2 番 27 号	<p>(設置) 第 2 条 幼稚園を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1176 703 1350 746">名称</th><th data-bbox="1350 703 1756 746">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1176 746 1350 790">成器南幼稚園</td><td data-bbox="1350 746 1756 790">勝山市元町 2 丁目 18 番 38 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	成器南幼稚園	勝山市 元町 2 丁目 18 番 38 号
名称	位置										
成器南幼稚園	〃 元町 2 丁目 18 番 38 号										
勝山中部幼稚園	〃 郡町 2 丁目 2 番 27 号										
名称	位置										
成器南幼稚園	勝山市 元町 2 丁目 18 番 38 号										

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。